

令和8年度 上山市奨学生 募集要領

1 応募資格

- (1) 上山市に住所を有する者の子弟である者
- (2) 学校教育法の規定に基づく大学・短大に在学する者（令和8年4月の入学予定者も含む。）
- (3) 経済的理由により修学が困難である者
- (4) 奨学金に類する他の学費の貸与又は給与を受けていない者（日本学生支援機構の給付奨学金のみの支給を受けている者を除く。）

2 貸与月額（最大4年：48月）

国公立大学	自宅	月額	45,000円
	自宅外	月額	51,000円
私立大学	自宅	月額	54,000円
	自宅外	月額	64,000円
入学時貸付	100,000円（希望する場合 1回のみ）		

3 返還年数及び返還方法

- (1) 大学を卒業した年（正規の修業年数を終了した年）から18年以内で市長の定める年数（貸与総額により異なります。）
- (2) 貸与された奨学金の全額を月賦、半年賦又は年賦により返還（無利子）

4 採用人員 7名程度

5 応募方法

応募者は、下記の書類を令和8年1月7日（水）までに、上山市教育委員会教育企画課あてに提出してください。

- (1) 奨学金貸与申請書
- (2) 出身学校長又は在学学校長の推せん書
- (3) 在学証明書又は合格通知書の写し（令和8年4月の入学予定者は入学時）
- (4) 住民票（世帯全員のもの1通 世帯主氏名・続柄が記載されたもの）
- (5) 令和7年度課税証明書（令和6年分の世帯の収入等を証明する書類）

6 選考方法

応募者の提出した書類により、奨学生選考委員会の意見を聞いて決定し、その採否を本人に通知します（1月末頃予定）。

7 その他

- (1) 日本学生支援機構の第1種奨学金に該当しない方でも、無利子で奨学金が受けられます。
- (2) 他の奨学金を受ける場合は、本会の奨学生となることはできません。（日本学生支援機構の給付奨学金のみを受けている方は除きます。）
- (3) 奨学生として決定した場合、2人の連帯保証人（1人は保護者とし、他の1人は保護者以外の方（同居家族以外））を立てていただきます。
- (4) 関東地方の大学・短大に入学される方は、特別な理由がある場合を除き、採用後「東京上山会」へ入会（奨学生の会費は無料です。）をお願いします。

【問い合わせ先】

上山市教育委員会 教育企画課 TEL 023-672-1111 内線363